衆憲資第88号

裁判官弾劾裁判所及び裁判官訴追委員会に関する 資料

平 成 2 5 年 5 月 衆議院憲法審査会事務局

この資料は、衆議院憲法審査会における調査の便宜に供するため、幹事会の協議決定に基づいて、衆議院憲法審査会事務局において作成したものです。

なお、この資料の作成に当たっては、裁判官弾劾裁判所ホームページ及び裁判官 訴追委員会ホームページに掲載されている情報に依拠しました。

目 次

第1	弾劾裁判の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第2	弾劾裁判の手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
第3	過去の事例等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
【参考	】裁判官弾劾法(昭和 22 年法律第 137 号)····································	16

第 1 弾劾裁判の概要1

1 弾劾裁判とは

裁判官は憲法や法律に基づいて公正な裁判を行い、国民の権利を守るという重い責任を負っている。この責任を果たすためには、裁判官は国会や内閣などから圧力を受けたり、特定の政治的、社会的な勢力などから影響を受けたりすることがあってはならない。日本国憲法も、すべて裁判官は、その良心に従い独立してその職権を行い、憲法及び法律にのみ拘束される(76条3項)と定めている。

実際に裁判官が独立した公正な裁判を行うためには、国会や内閣などによって その地位をおびやかされないようにする必要がある。そこで、日本国憲法は行政 機関による裁判官の処分を禁止し、在任中報酬を減額されないことを定めるなど、 その身分を厚く保障して裁判官が自律した立場で公正な裁判ができるよう配慮 している(78、79、80条)。

しかし、裁判官であっても、国民の信頼を裏切るような行為を犯した場合には辞めさせることができなくてはならない。そこで、日本国憲法において、理念として、公務員を罷免することが国民の権利であると宣言されていること(15条1項)や、身分保障が強く要請される裁判官をいたずらに不安定な地位におくことは望ましくないことなども考慮して、罷免事由等が限定された現在の裁判官弾劾制度が採用された(64条1項)。

すべての裁判官は、心身の故障のため職務を果たすことができなくなったと司法裁判所の裁判により認められたときを除き、弾劾裁判所の罷免の判決を受けない限り罷免されることはない。ただし、最高裁判所の裁判官については、国民が直接その適格性を審査する国民審査制度があり、国民の投票により、その多数が罷免を可としたときも罷免される。

【憲法の関連規定】

[公務員の選定罷免権、公務員の本質、普通選挙の保障及び投票秘密の保障]

第十五条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

② \sim 4) (略)

〔弹劾裁判所〕

- 第六十四条 国会は、罷免の訴追を受けた裁判官を裁判するため、両議院の議員で組織する 弾劾裁判所を設ける。
- ② 弾劾に関する事項は、法律でこれを定める。 [司法権の機関と裁判官の職務上の独立]

第七十六条 ①、②(略)

③ すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。

¹ 裁判官弾劾裁判所ホームページ(http://www.dangai.go.jp/intro/intro1.html, http://www.dangai.go.jp/intro/intro2.html)、裁判官訴追委員会ホームページ(http://www.sotsui.go.jp/system/index2.html)より作成。

[裁判官の身分の保障]

第七十八条 裁判官は、裁判により、心身の故障のために職務を執ることができないと決定された場合を除いては、公の弾劾によらなければ罷免されない。裁判官の懲戒処分は、行政機関がこれを行ふことはできない。

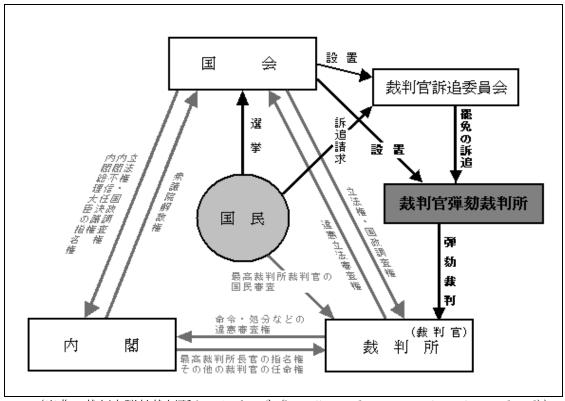
〔最高裁判所の構成及び裁判官任命の国民審査〕

- 第七十九条 最高裁判所は、その長たる裁判官及び法律の定める員数のその他の裁判官でこれを構成し、その長たる裁判官以外の裁判官は、内閣でこれを任命する。
- ② 最高裁判所の裁判官の任命は、その任命後初めて行はれる衆議院議員総選挙の際国民の審査に付し、その後十年を経過した後初めて行はれる衆議院議員総選挙の際更に審査に付し、その後も同様とする。
- ③ 前項の場合において、投票者の多数が裁判官の罷免を可とするときは、その裁判官は、 罷免される。
- ④ 審査に関する事項は、法律でこれを定める。
- ⑤ 最高裁判所の裁判官は、法律の定める年齢に達した時に退官する。
- ⑥ 最高裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない。

〔下級裁判所の裁判官〕

- 第八十条 下級裁判所の裁判官は、最高裁判所の指名した者の名簿によって、内閣でこれを 任命する。その裁判官は、任期を十年とし、再任されることができる。但し、法律の定め る年齢に達した時には退官する。
- ② 下級裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない。

【国民、国家機関及び裁判官弾劾裁判所の関係】



(出典:裁判官弾劾裁判所ホームページ (http://www.dangai.go.jp/intro/intro2.html))

2 弾劾裁判の沿革

弾劾制度は、イギリスで誕生し、14世紀後半には、国王の任命する大臣や裁判官などが非行を犯した場合に、議会の裁判によって罷免したり、罰したりする制度として確立された。その後、アメリカ合衆国憲法に引き継がれた弾劾制度は、大統領を始め政府高官や連邦裁判官を罷免する制度として発展し、現在では、その形は様々であるが、世界中の多くの国々で採用されている。

我が国では、憲法により、裁判官を罷免するための制度として初めて採用され(64条1項)、これに基づいて裁判官弾劾法²が制定された。

3 弾劾裁判の機関

日本国憲法は、裁判官が罷免の訴追を受けたときは弾劾裁判所によって裁判されると定めている(憲法 64 条)。

裁判官について罷免の訴追を行う機関が、裁判官訴追委員会(以下「訴追委員会」という。)であり、訴追委員会は、衆・参各議院においてその議員のうちから選挙されたそれぞれ 10 人の訴追委員とそれぞれ 5 人の予備員で構成される(国会法 126条 1 項、裁判官弾劾法 5条 1 項)。

裁判官について弾劾の裁判を行う機関が、**裁判官弾劾裁判所**(以下「弾劾裁判所」という。)であり、弾劾裁判所は、衆・参各議院においてその議員のうちから選挙されたそれぞれ7人の裁判員とそれぞれ4人の予備員で構成される(国会法125条1項、裁判官弾劾法16条1項)。

【国会法の関連規定】

[弾劾裁判所]

- 第百二十五条 裁判官の弾劾は、各議院においてその議員の中から選挙された同数の裁判員 で組織する弾劾裁判所がこれを行う。
- ② 弾劾裁判所の裁判長は、裁判員がこれを互選する。

〔訴追委員会〕

- 第百二十六条 裁判官の罷免の訴追は、各議院においてその議員の中から選挙された同数の 訴追委員で組織する訴追委員会がこれを行う。
- ② 訴追委員会の委員長は、その委員がこれを互選する。

【裁判官弾劾法の関連規定】

- 第五条 (裁判官訴追委員・予備員) 裁判官訴追委員(以下訴追委員という。)の員数は、 衆議院議員及び参議院議員各十人とし、その予備員の員数は、衆議院議員及び参議院議員 各五人とする。
- $(2)\sim(10)$ (略)
- 第十六条 (裁判員・予備員) 裁判員の員数は、衆議院議員及び参議院議員各七人とし、その予備員の員数は、衆議院議員及び参議院議員各四人とする。
- $(2)\sim(9)$ (略)

² 裁判官弾劾法の全条文は、16-20 頁参照。

第2 弾劾裁判の手続3

1 弾劾による罷免の事由

裁判官が弾劾により罷免されるのは、次のいずれかに該当する場合である(裁判官弾劾法2条)。

ア 職務上の義務に著しく違反し、又は職務を甚だしく怠ったとき(同条1号) イ その他職務の内外を問わず、裁判官としての威信を著しく失うべき非行が あったとき(同条2号)

なお、判決の内容など、裁判官の判断自体についての当否を他の国家機関が調査・判断することは、司法権独立の原則に抵触する恐れがあるため、原則として許されない。したがって、誤判は、通常、罷免の事由にならない。

また、弾劾による罷免の事由があった後3年を経過すると、罷免の訴追をする ことができなくなる。この3年の期間を訴追期間という。

2 弾劾裁判の手続の概要

弾劾裁判は、大きく、(1) **訴追手続、(2) 罷免訴追事件の裁判**の二段階に分けられる。また、罷免の裁判がされた後の手続として、(3) 資格回復裁判請求事件の裁判がある。

(1) 訴追手続

① 罷免の訴追

弾劾裁判所は、弾劾裁判を通じて裁判官を罷免する権限を有する裁判所であるが、自ら裁判官を調査して裁判を開始するわけではない。弾劾裁判は、訴追委員会から裁判官の罷免を求める訴えが提起された場合に限って開かれる。この訴追委員会の訴えを「罷免の訴追」という。

訴追委員会は、特定の裁判官について、国民や最高裁判所から罷免訴追の 請求があったときのほか、請求がなくとも独自の判断で、罷免の事由がある かどうかを調査することができる。訴追委員会は、その結果に基づいて、そ の裁判官の罷免の訴追をすべきかどうかを審議する。

訴追委員会が議事を開き議決するには、衆議院議員である訴追委員と参議院議員である訴追委員がそれぞれ7人以上出席しなければならない(裁判官弾劾法10条1項)。訴追委員会の議事は、公開しない(同条3項)。

³ 裁判官弾劾裁判所ホームページ(http://www.dangai.go.jp/intro/intro3.html)及び裁判官訴追委員会ホームページ(http://www.sotsui.go.jp/system/index3.html, http://www.sotsui.go.jp/system/index5.html, http://www.sotsui.go.jp/system/index6.html, http://www.sotsui.go.jp/system/index7.html)より作成。

訴追委員会は、この審議で罷免の事由があってその裁判官の罷免の訴追をする必要があると判断したときは、弾劾裁判所に対して訴追状を提出して罷免の訴追をする。この決定は、出席した訴追委員の3分の2以上の多数で決する(同条2項)。

一方、罷免の事由がないと判断したときは不訴追の決定をする。また、罷免の事由があったとしても情状により罷免の訴追をする必要がないと判断したときは訴追猶予の決定をする。この決定は、出席した訴追委員の3分の2以上の多数で決する(同条2項)。

また、弾劾裁判の対象になるのは現職の裁判官だけであるので、既に退職 している裁判官は対象にならない。なお、罷免の事由があったときから3年 を経過したときは、罷免の訴追をすることはできない。

(2) 罷免訴追事件の裁判4

罷免訴追事件の裁判とは、裁判官を罷免するかどうかを判断する裁判のことである。

① 罷免訴追事件の審理

訴追委員会から弾劾裁判所に訴追状が提出されると、弾劾裁判所は罷免訴追事件として手続を開始する。訴追委員会から罷免の訴追をされた裁判官は、自由に辞職することができなくなる。また、弾劾裁判所は、罷免の訴追があってから判決宣告まで、訴追された裁判官の職務執行を停止することができる。

罷免訴追事件の公判手続は、弾劾法が刑事訴訟法を準用しているため、刑事裁判に似た手続で行われる。弾劾裁判所は、衆議院議員7名と参議院議員7名の合計14名の裁判員で構成されるが、衆参それぞれ5名以上の裁判員が出席しなければ、開廷し裁判をすることはできない。

公判手続には、裁判員のほかに罷免の訴追をされた裁判官(被訴追者)、訴追委員長(又は、訴追委員長が指定する訴追委員)、弁護人が出席する。

公判手続は、原則として公開の法廷で行われ、誰でも傍聴することができる。公判手続では、人定質問(本人であることを確認する手続)、訴追状朗読などの冒頭手続に続いて、訴追委員会、被訴追者双方の請求に基づく証拠調べが行われ、双方の弁論(証拠調べに基づく意見陳述)を経て、審理を終結し、最後に裁判長が判決を宣告する。

罷免するかどうかは、審理を終結した後、裁判員の評議(意見交換して判断を下す会議)によって決められる。審理に関与した裁判員の3分の2以上が罷免に賛成した場合に、罷免の判決を宣告することとなる。

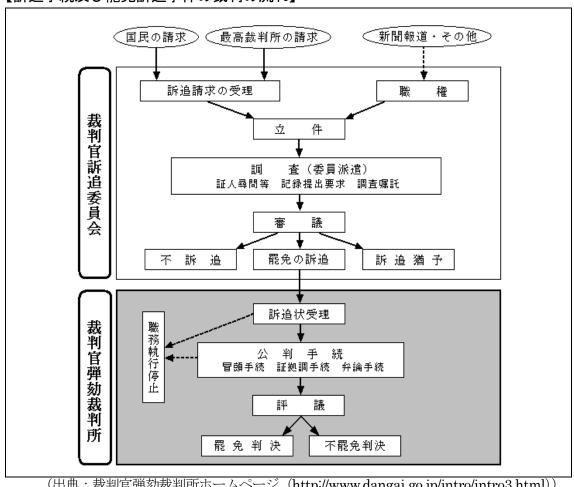
⁴ 過去の罷免訴追事件と判決については、9-12 頁参照。

② 罷免判決の効果

弾劾裁判所が罷免の判決を宣告すると、被訴追者は、裁判官の身分を失う。 また、検察官や弁護士となる資格を失うほか、公証人となることも制限され る。さらに、調停委員、司法委員5、参与員6にもなれない。経済的な面でも、 退職金を支給されないほか、年金も制限される。

弾劾裁判所は一審かつ終審であるため、判決は宣告と同時に確定し、不服 申立ての方法はない。

【訴追手続及び罷免訴追事件の裁判の流れ】



(出典:裁判官弾劾裁判所ホームページ (http://www.dangai.go.jp/intro/intro3.html))

6

⁵ 簡易裁判所における民事事件について、審理に立ち会って意見を述べ、又は和解の試みを補助することを職務 とする簡易裁判所の補助機関である民間人。毎年あらかじめ地方裁判所の選任した者の中から、簡易裁判所が事 件ごとに指定する。(法令用語研究会編『法律用語辞典〔第4版〕』(有斐閣、2012年)522頁)

[【]参考】司法委員規則(昭和23年最高裁判所規則第29号)(抄)

第二条 次の各号のいずれかに該当する者は、これを司法委員となるべき者に選任することができない。

三 裁判官として弾劾裁判所の罷免の裁判を受けた者

⁶ 家庭裁判所が人事訴訟又は家事審判を行う際、その手続に立ち会うこと又は意見を述べることを職務とする非 常勤の国家公務員。家庭裁判所が毎年あらかじめ選任する候補者のうちから、事件ごとに指定する。(法令用語 研究会編『法律用語辞典〔第4版〕』(有斐閣、2012年) 469-470頁)

[【]参考】参与員規則(昭和22年最高裁判所規則第13号)(抄)

第二条 次の各号のいずれかに該当する者は、これを参与員となるべき者に選任することができない。

三 裁判官として弾劾裁判所の罷免の裁判を受けた者

(3) 資格回復裁判請求事件の裁判7

資格回復裁判請求事件の裁判とは、罷免の判決を受けた本人の請求に基づいて、罷免によって失われた資格を回復させるかどうかを判断する裁判のことである。

① 資格回復の事由

資格回復の事由には、次の二つがある(裁判官弾劾法38条1項)。

ア 罷免の裁判(判決)の宣告の日から5年を経過し相当とする事由がある とき(同項1号)

罷免の判決を受けると、法曹資格を失うばかりか、経済的にも厳しい制裁を受けることから、場合によっては、本人や家族が生活に困ることもないとはいえない。しかし、裁判官弾劾制度の目的は、ふさわしくない裁判官を辞めさせることにあり、個人を社会的に葬り去るようなことまで意図しているものではない。そこで、罷免の判決を受けた本人は、罷免の判決の宣告から5年を経過し相当とする事由がある場合には、弾劾裁判所の裁判により、失われた資格を回復することができる。

イ 罷免の事由がないことの明確な証拠をあらたに発見し、その他資格回復 の裁判をすることを相当とする事由があるとき(同項2号)

罷免の判決で採用された証拠が偽造によるものであったり、証人が偽証していたことが判明するなどして、罷免の判決が正当なものでなかったことが明らかになった場合には、罷免された裁判官の失われた資格を回復させる必要がある。この場合の裁判は、実質的には再審の裁判にあたる。

② 資格回復裁判請求事件の審理

この審理は、罷免の判決を受けた本人の請求によって開始される。罷免訴 追事件の審理と異なり、公開の法廷で行う必要はなく、弾劾裁判所の判断に より、書面審理で行うこともある。

審理の結果、資格回復の請求に理由があると判断したときは、資格を回復させる決定をし、理由がないと判断したときは、請求を棄却する決定をする。

③ 資格回復決定の効果

資格回復の決定がされると、罷免の判決を受けた本人は、弾劾裁判により、 失われた法曹資格などを回復する。

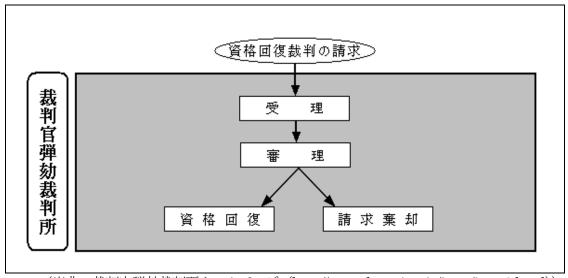
ただし、資格回復の効果は、アを理由とするときは、資格回復の決定のあ

7

⁷ 過去の資格回復裁判請求事件と判決については、13-14 頁参照。

った日から、イを理由とするときは、罷免の判決の日から生ずる。

【資格回復裁判請求事件の裁判の流れ】



(出典:裁判官弾劾裁判所ホームページ (http://www.dangai.go.jp/intro/intro3.html))

第3 過去の事例等

1 過去の事件と判決8

弾劾裁判所では、罷免訴追事件を9件、資格回復裁判請求事件を6件判断している。弾劾裁判で罷免された裁判官は7人であり、そのうち3人については資格回復が認められている。

(1) 罷免訴追事件

① 昭和23年(訴)第1号 被訴追者:静岡地方裁判所浜松支部判事

訴追提起:昭和23年7月1日 判決宣告:昭和23年11月27日

「訴追の理由]

- (1) 懇意の弁護士から商用等のため旅行する際の協力を依頼され、一緒に旅行したが、 欠勤に必要な手続を取らず、約1週間無断欠勤した。
- (2) 弁護士らの商談成立に尽力し、勤務先裁判所等において自己の名義で商用電報の発受を行なう等、自ら商取引の本人同様の振る舞いをした上、商談が破棄されると翻意を促す等のために関係者と種々の折衝をした。さらに、取引の対象となったするめが、重要物資輸送規則違反の物資として警察に摘発されたことを知ると、所轄の警察署に出向き、摘発の事情を聴取するとともに、警察署長らに対し不問にするよう迫った。

[弾劾裁判所の判断] → 不罷免

- (1) については、実質的手続がされたことは、一応認められるが、形式的には無断欠勤である。しかし、欠勤中不時の緊急事務もなく、予定されていた公判は、てん補裁判官により支障なく行なわれたのであるから、弾劾法2条1号には該当しない。
- (2) については、当初は商取引に直接介入せず紹介の労を執ったのみで、具体的に取引の主体となったことも、自己の名義で商用電報を発受するという具体的合意もなかったこと、勤務先裁判所内で商用電報を自ら取り交わしたのは1通だけで、それ以外は事前の了承なく自己の名義を利用されたものであること、商取引への深入りは、裁判官としての立場上、正規のルートに乗せなければならないという主観的善意からであること、利益供与の事実が認められないことからすると、裁判官として明らかに品位を辱める行状であるが、行為の大半は一社会人としての行為であって、この程度では同条2号の威信を著しく失うべき非行とは認められない。

② 昭和23年(訴)第2号 被訴追者:大月簡易裁判所判事

訴追提起: 昭和23年12月9日 判決宣告:昭和25年2月3日

[訴追の理由]

- (1) 知人が闇販売目的で相当多量の繊維製品を保有しているという疑いで家宅捜索を受けることを探知し、事前にその妻に対して家宅捜索も行なわれるであろうから織物類でもあれば他に隠した方がよいと告げ、押収の目的物を持ち出させた。
- (2) 知人の知り合いが受けた略式命令の処置について、知人から相談を受けた際、正式

⁸ 訴追の理由、弾劾裁判所の判断等については、裁判官弾劾裁判所ホームページ (http://www.dangai.go.jp/lib/lib1.html) の記述によった(2013 年 5 月 16 日アクセス)。

裁判の申立てをしておくようにと教え、既に他の裁判官の担当になっていた事件を、 交渉して自己の担当に振り替えさせた。また、その公判において職権で取り調べた証 人が偽証したことが判明したが、この証人に偽証を教唆した疑いがある。

[弾劾裁判所の判断] → 不罷免

- (1) については、知人の妻に家宅捜索があるかもしれないと告げたことは明らかであるが、隠した方がよいと言った事実は認められない。犯罪捜索上の機密を探査し、妨げになる発言をした責任は軽くないが、偶発的な出来事であり、また、知人と親密な間柄であること等を考慮すると、留置の事実を告げ、家宅捜索に備えようとする知人の妻の行動を阻止しなかったことは、甚だ遺憾ではあるが、やむを得なかった。
- (2) については、偽証教唆の事実は認められないが、あたかも知人の知り合いのために有利な裁判をしてやるため種々画策したと世間が疑惑を抱くおそれがないわけではない。しかし、重大な事項とは認めがたい。

よって、いずれも弾劾法2条各号には該当しない。

③ 昭和30年(訴)第1号 被訴追者: 帯広簡易裁判所判事

訴追提起:昭和30年8月30日 判決宣告:昭和31年4月6日

「訴追の理由]

(1)事件記録の不整頓等を放置し、395件の略式命令請求事件を失効させ、そのうちの約3分の2について検察官に再起訴を断念させた。

- (2) あらかじめ署名押印した白紙令状用紙を職員に預けていたため、職員が白紙令状用 紙に所要事項を記入して令状を作成交付した。また、相当な数の白紙令状用紙が庁外 に持ち出された。
- (3) 知人から、仲介者に売却代金を横領されて困っているとの相談を受け、仲介者を裁判所に呼び出して返済を促す等、私人間の紛争に介入した。さらに、仲介者に対する逮捕状を請求されると、自ら逮捕状を発した。
- (4) 略式命令を送達する際、要件について検討することなく勾引状を発し、自ら執行した。さらに、執行済の勾引状を記録に綴じさせなかったため、職員によって破棄された。
- (5) 廷吏に調停事件を取り扱わせた。また、長期間にわたって出勤簿に押印せず、転勤に際して一度に行ない、職員の長期間にわたる不押印も放置していた。

[弾劾裁判所の判断] → 罷免

訴追事由(1)から(5)の事実を認定し、

- (1)、(2)、(4)については、裁判事務、司法行政事務監督に関する職務上の義務に著しく違反し、又は職務を甚だしく怠ったものである。
- (3)については、利益供与の約束等不純な動機や行為がなかったことは認められるが、 裁判所の公正を疑わさせる結果を招くものであり、裁判官としての威信を著しく失うべき 非行である。
- (5) については、いまだ職務を甚だしく怠り、又は職務上の義務に著しく違反したものとは認められない。

よって、(1)、(2)、(4) の各事実は弾劾法2条1号に、(3) の事実は同条2号にそれぞれ該当する。

⁹ 本件に関する資格回復裁判については、昭和31年(回)第1号(本資料13頁)を参照。

④ 昭和32年(訴)第1号¹⁰ 被訴追者:厚木簡易裁判所判事¹¹

訴追提起:昭和32年7月15日 判決宣告:昭和32年9月30日

[訴追の理由]

(1) 現地調停の帰路、相手方を除く関係者とともに申立人所有のオート三輪車に便乗して旅館に戻り、申立人から酒食の饗応を受けた。

(2) 前記事実について地方裁判所長に投書した者があることを知ると、相手方の親戚である調停委員に清酒1升を持参して相手方への善処を依頼した。また、宴席の費用を全額申立人の支払いに任せて2年以上経過していたが、訴追委員会の調査を受けた翌日、病気入院中の申立人を訪ね、自己と2名の調停委員分として2400円を急きよ支払った。

[弾劾裁判所の判断] → 罷免

訴追事由(1)と(2)の事実を認定し、

- (1) については、裁判の公正、司法の権威を疑わさせる行為で、裁判官としての威信を失うべき行為である。
- (2) については、自己の非行を隠ぺいしようと種々奔走しようとしたことは裁判官の態度としては遺憾であり、裁判官としての威信を失うべき非行である。

よって(1)と(2)の事実はいずれも弾劾法2条2号に該当する。

⑤ 昭和52年(訴)第1号¹² 被訴追者:京都地方裁判所判事補 兼 京都簡易裁判所判事 訴追提起:昭和52年2月2日 判決宣告:昭和52年3月23日

[訴追の理由]

検事総長の名をかたり現職内閣総理大臣に電話をかけ、前内閣総理大臣の関係する汚職 事件に関して虚偽の捜査状況を報告した上、前内閣総理大臣らの起訴並びに逮捕の取り扱いについて直接の裁断を仰ぎたいと告げ、裁断の言質を引き出そうと種々の問答を行ない、これを録音した者があった。

被訴追者は、その録音テープが、検事総長の名をかたった謀略によるにせ電話の内容であること、電話の内容が新聞で報道されれば政治的に大きな影響を与えることを認識しながら、録音テープを新聞記者に聞かせた。

[弾劾裁判所の判断] → 罷免

訴追事由の事実を認定し、政治的策動にかかわったもので、単に道徳的に非難されるべきものにとどまらず、余りにも深く政治の問題に関与したというべきで、国民の信頼に背き、甚だしく裁判官としての威信を失墜させた行為で、弾劾法2条2号に該当する。

⑥ 昭和56年(訴)第1号 被訴追者:東京地方裁判所判事補 兼 東京簡易裁判所判事 訴追提起:昭和56年5月27日 判決宣告:昭和56年11月6日

[訴追の理由]

担当する破産事件の破産管財人からゴルフクラブ2本、ゴルフ道具1セット、キャディ

¹⁰ 本件に関する資格回復裁判については、昭和33年(回)第1号、昭和33年(回)第2号及び昭和37年(回) 第1号(本資料13·14頁)を参照。

¹¹ この裁判官は、上記②の被訴追者と同一人である。

¹² 本件に関する資格回復裁判については、昭和59年(回)第1号(本資料14頁)を参照。

¹³ 本件に関する資格回復裁判については、昭和61年(回)第1号(本資料14頁)を参照。

バッグ1個と背広2着の供与を受けた。

[弾劾裁判所の判断] → 罷免

訴追事由の事実を認定し、刑法197条1項の収賄罪に該当する疑いも消しがたく、職務上の義務に著しく違反するにとどまらず、倫理的にも許されない行為であって、国民の信頼に背き裁判官としての威信を甚だしく失墜したもので、弾劾法2条各号に該当する。

⑦ 平成13年(訴)第1号

被訴追者:東京地方裁判所判事 兼 東京簡易裁判所判事(東京高等裁判所判事職務代行) 訴追提起:平成13年8月9日 判決宣告:平成13年11月28日

[訴追の理由]

現金の供与を約束して、ホテルなどで3人の少女に児童買春をした。

[弾劾裁判所の判断] → 罷免

訴追事由の事実を認定し、在任中に禁錮以上の刑が確定しても、弾劾裁判を経るまでは 当然には失官しないとした上で、国民が裁判官に期待する良心が一片でもあれば到底行な えないような行為を重ね、国民の司法に対する信頼は限りなく揺らいだ。失われた司法の 信頼を回復するには、弾劾により罷免するほかなく、弾劾法2条2号に該当する。

⑧ 平成20年(訴)第1号 被訴追者:宇都宮地方裁判所判事 兼 宇都宮簡易裁判所判事 訴追提起:平成20年9月9日 判決宣告:平成20年12月24日

[訴追の理由]

裁判所職員の女性に対し、その行動を監視していると思わせたり、名誉や性的羞恥心を 害したりするような内容のメールを繰り返し送信し、ストーカー行為をした。

[弾劾裁判所の判断] → 罷免

訴追事由の事実を認定し、平成13年(訴)第1号事件判決と同様、在任中に禁錮以上の刑が確定しても、弾劾裁判を経るまでは失官しないとした上で、被害女性の人権を踏みにじる卑劣な行為で、裁判官としての良心や品位はみじんも感じられず、国民の信頼に対する背反以外の何物でもなく、国民の司法に対する信頼は大きく揺らいだなどとして、弾劾法2条2号に該当すると判断した。

⑨ 平成24年(訴)第1号 被訴追者:大阪地方裁判所判事補

訴追提起:平成24年11月13日 判決宣告:平成25年4月10日

「訴追の理由]

走行中の電車内において、乗客の女性に対し、携帯電話機を用いて、そのスカート内の下着を動画撮影する方法により盗撮した。

[弾劾裁判所の判断] → 罷免

訴追事由の事実を認定し、このような行為は、女性の性的羞恥心を著しく害する悪質かつ卑劣な行為であり、被訴追者には、裁判官として有するべき人権意識、特に女性の人権を尊重しようとする意識が欠如していると言わざるを得ず、国民が裁判官に寄せる尊敬と信頼に対する背反行為に該当するなどとして、弾劾法2条2号にあたるとした。

(2) 資格回復裁判請求事件

(1) **昭和31年**(回) **第1号**¹⁴ 請求者:元帯広簡易裁判所判事

請求日:昭和31年5月15日 決定日:昭和31年7月11日

[請求の事由]

罷免の裁判において、

- (1) これまで職務に精励してきたことや多くの嘆願書など、自分に有利な情状が十分に 考慮されなかったこと、
- (2) 事実の真相が十分に究明されなかったこと、
- (3) 罷免により収入が絶え、再就職も困難で生活に困窮していることを理由として請求。

[弾劾裁判所の判断] → 請求棄却(書面審理)

- (1) については、弾劾裁判には刑事裁判の執行猶予に相当する制度はなく、罷免の事由に関連する情状以外の情状は考慮されない、
 - (2) については、審理は十分尽くされている、
 - (3) については、資格回復の裁判をすることを相当とする事由にあたらないとした。

② 昭和33年(回)第1号 請求者:元厚木簡易裁判所判事

請求日:昭和33年3月15日 決定日:昭和33年3月25日

[請求の事由]

- (1)請求者は、罷免の訴追を受ける前に退官願いを提出していたのに、これが最高裁判 所に届けられないまま放置されたために依願退官ができず、その結果、罷免の訴追を 受けることになったこと、
- (2) 罷免の結果、職を失い路頭に迷っていることを理由として請求。

[弾劾裁判所の判断] → 請求棄却(書面審理)

- (1) については、罷免の事由と関連しない情状であり、弾劾裁判において考慮することはできない、
 - (2) については、資格回復の裁判をすることを相当とする事由にあたらないとした。

③ 昭和33年(回)第2号¹⁶ 請求者:元厚木簡易裁判所判事

請求日:昭和33年10月21日 決定日:昭和34年2月10日

「請求の事由]

罷免の判決は、事実認定を著しく誤っており、真相を証明する新たな証拠があるとして、 請求者自身の供述調書などの証拠を添えて請求。

「弾劾裁判所の判断〕→ 請求棄却(書面審理)

請求者が提出した証拠は、いずれも罷免の事由がないことの明確な証拠にはあたらない し、その他資格回復を認める事情もないとした。

¹⁴ 本事件に先立つ罷免訴追事件については、昭和30年(訴)第1号(本資料 10 頁)を参照。

¹⁵ 本事件に先立つ罷免訴追事件については、昭和32年(訴)第1号(本資料11頁)を参照。

 $^{^{16}}$ 本事件に先立つ罷免訴追事件については、昭和 3 2 年(訴)第 1 号(本資料 11 頁)を参照。請求者は、上記 2の請求者と同一人である。

④ 昭和37年(回)第1号¹⁷ 請求者:元厚木簡易裁判所判事

請求日:昭和37年10月9日 決定日:昭和38年2月4日

[請求の事由]

罷免の判決から5年を経過し、その間、謹慎し、刑罰その他の社会的非難を受けること もなく、厳粛な生活をしてきたこと、資格が回復されたときは余命を弁護士として人権擁 護、社会奉仕に捧げたいことを理由として請求。

[弾劾裁判所の判断] → 資格回復(証人2名、請求者尋問など)

罷免の裁判から5年を経過しており、請求者が今後再び、かつて弾劾されたような過ちを犯すことはないであろうと推認でき、相当とする事由があるとした。

5 昭和59年(回)第1号 請求者:元京都地方裁判所判事補 兼 京都簡易裁判所判事 請求日:昭和59年10月17日 決定日:昭和60年5月9日

[請求の事由]

罷免事由について十分反省し、罷免後8年にわたり真面目に生活し再起に励んでいること、社会的制裁を十分に受けたことなどを理由として請求。

[弾劾裁判所の判断] → 資格回復(証人2名、請求者尋問など)

罷免の裁判から5年を経過しており、請求者が留学するなどして法学の勉強を続け、法 律家としての再起を望んでいること、他に適当な生計の道もないこと、罷免された後、非 行のないことなどが認定でき、相当とする事由があるとした。

⑥ 昭和61年(回)第1号 請求者:元東京地方裁判所判事補 兼 東京簡易裁判所判事 請求日:昭和61年11月8日 決定日:昭和61年12月25日

[請求の事由]

罷免の判決から5年を経過し、その間、法律事務所の嘱託として誠実に勤務し、自省、 謹慎の生活を送り、破産法の判例研究書を著すなど研さんも積んできたことを理由として 請求。

[弾劾裁判所の判断] → 資格回復(書面審理)

罷免の裁判から5年を経過しており、請求者の主張する事実が認定でき、相当とする事 由があるとした。

¹⁷ 本事件に先立つ罷免訴追事件については、昭和32年(訴)第1号(本資料11頁)を参照。請求者は、上記②・③の請求者と同一人である。

¹⁸ 本事件に先立つ罷免訴追事件については、昭和52年(訴)第1号(本資料11頁)を参照。

¹⁹ 本事件に先立つ罷免訴追事件については、昭和56年(訴)第1号(本資料11-12頁)を参照。

2 訴追審査事案の統計表20

〇 受理事案数

年	受理事案数	訴追	訴追猶予
平成22年	572		
平成23年	639		
平成24年	839	9(1)	
昭和23年から 平成24年までの合計	16, 934	48(9)	12(7)

(注) 事案数は被審査裁判官1人につき1件と数える。同じ裁判官について、同じ事由をもって、各別の訴追請求があった場合はそれぞれ1件として数える。そのため、受理事案数中の訴追・訴追猶予については、被審査裁判官の実員を() 内に付記した。なお、団体の構成員等が共通の意思で複数の訴追請求状を出しているとき等は、まとめて1件として数える。

〇 訴追請求人数21

最高裁判所	弁護士	国民	
8	2, 654	892, 992	

○ 審査事由関係訴訟事件数(割合、%)22

民事事件	行政事件	刑事事件	家庭事件	その他
64. 1	7. 5	19. 1	3. 1	6. 1

○ 罷免事由として主張された事実(割合、%)23

の 能力学出こので工派で10/2字文(Biol 10/0)					
	誤判不当裁判	48. 9		請託供応収賄	0. 5
	訴訟手続違反	14. 6		地位利用	0. 2
	不当訴訟指揮	9. 0		不当言動	2. 7
	調書不実記載	2. 1	2条2号 該 当 (5. 6)	その他	2. 2
2条1号	審理遅延	2. 4			
該当	裁判書交付遅延	0. 2			
(94. 5)	証拠申請採否	3. 0			
	監督不行届	3. 6			
	記録取扱不当	0. 5			
	不当調停和解	0. 4			
	その他	9. 8			

²⁰ 裁判官訴追委員会ホームページ(http://www.sotsui.go.jp/data/index3.html)の記述によった(2013年5月 16日アクセス)。

²¹ 昭和 23 年から平成 24 年までの合計。

²² 昭和23年から平成24年までの合計。

²³ 昭和23年から平成24年までの合計。

【参考】裁判官弾劾法(昭和22年法律第137号)

目次

第一章 総則

第二章 訴追

第三章 裁判

第四章 罰則

附則

第一章 総則

- 第一条(この法律の趣旨) 裁判官の弾劾については、国会法 [昭和二二年四月法律第七九号] に定めるものの外、この法律の定めるところによる。
- 第二条(弾劾による罷免の事由) 弾劾により裁判官を罷免するのは、左の場合とする。
 - 一職務上の義務に著しく違反し、又は職務を甚だしく怠ったとき。
 - 二 その他職務の内外を問わず、裁判官としての威信を著しく失うべき非行があつたとき。
- 第三条(裁判官弾劾裁判所及び裁判官訴追委員会の所在地) 裁判官弾劾裁判所(以下弾劾裁判 所という。)及び裁判官訴追委員会(以下訴追委員会という。)は、これを東京都に置く。
- 第四条(弾劾裁判所及び訴追委員会の職権行使) 弾劾裁判所及び訴追委員会は、国会の閉会中でも職権を行うことができる。
- 第四条の二(予算) 弾劾裁判所又は訴追委員会の予算は、裁判長又は委員長がこれを調成し、 両議院の議院運営委員会に提出する。
- ② 各議院の議院運営委員会は、前項の予算を審査して勧告を附し、又は勧告を附さないで、各議院の議長に送付する。

第二章 訴追

- 第五条(裁判官訴追委員・予備員) 裁判官訴追委員(以下訴追委員という。)の員数は、衆議院議員及び参議院議員各十人とし、その予備員の員数は、衆議院議員及び参議院議員各五人とする。
- ② 衆議院議員たる訴追委員及びその予備員の選挙は、衆議院議員総選挙の後初めて召集される 国会の会期の始めにこれを行う。
- ③ 衆議院議員たる訴追委員又はその予備員が欠けたときは、衆議院においてその補欠選挙を行う。
- 参議院における訴追委員及びその予備員の選挙は、第二十二回国会の会期中にこれを行う。
- ⑤ 参議院議員たる訴追委員又はその予備員が欠けたときは、参議院においてその補欠選挙を行う。
- ⑥ 訴追委員及びその予備員の任期は、衆議院議員又は参議院議員としての任期による。
- ⑦ 訴追委員又はその予備員が辞職しようとするときは、委員長を経由して、その者の属する議院の許可を受けなければならない。但し、国会の閉会中は、その者の属する議院の議長の許可を受けて辞職することができる。
- ⑧ 予備員は、その者の属する議院の議員たる訴追委員に事故のある場合又はその訴追委員が欠けた場合に、その訴追委員の職務を行う。
- ⑨ 予備員が前項の規定により職務を行う順序は、その選挙の際、その者の属する議院の議決によりこれを定める。
- ⑩ 委員長は、国会の開会中その職務を行う場合においては、両議院の議長の協議して定めると ころにより、職務雑費を受ける。国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(昭和二十二 年法律第八十号)第九条第二項の規定は、この場合について準用する。

- 第六条(委員長の職務) 訴追委員会の委員長は、会務を統理し、訴追委員会を代表する。
- ② 委員長に事故のあるときは、予め訴追委員会の定める順序により、他の訴追委員が、臨時に 委員長の職務を行う。
- 第七条(事務局) 訴追委員会に事務局を置く。
- ② 事務局に参事その他の職員を置く。
- ③ 事務局の職員の定員は、委員長が両議院の議院運営委員会の承認を得てこれを定める。
- ④ 参事の中一人を事務局長とする。
- (5) 事務局長は、委員長の監督を受けて、庶務を掌理し、他の職員を指揮監督する。
- ⑥ 事務局長以外の職員は、上司の命を受けて、庶務に従事する。
- ⑦ 事務局長その他の職員は、委員長が両議院の議長の同意及び議院運営委員会の承認を得てこれを任免する。
- ⑧ 委員長は、必要に応じ、課を置き、事務の分掌を定めることができる。
- 第八条(職権の独立) 訴追委員は、独立してその職権を行う。
- 第九条(招集) 訴追委員会は、委員長がこれを招集する。
- ② 五人以上の訴追委員の要求があるときは、委員長は、訴追委員会を招集しなければならない。
- 第十条(議事) 訴追委員会は、衆議院議員たる訴追委員及び参議院議員たる訴追委員がそれぞ れ七人以上出席しなければ、議事を開き議決することができない。
- ② 訴追委員会の議事は、出席訴追委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。但し、罷免の訴追又は罷免の訴追の猶予をするには、出席訴追委員の三分の二以上の多数でこれを決する。
- ③ 訴追委員会の議事は、これを公開しない。
- 第十一条(調査) 訴追委員会は裁判官について、訴追の請求があつたとき又は弾劾による罷免 の事由があると思料するときは、その事由を調査しなければならない。
- ② 訴追委員会は、官公署に前項の調査を嘱託することができる。
- ③ 訴追委員会及び前項の嘱託を受けた官公署は、その調査に関して、証人の出頭及び証言並びに記録の提出を要求することができる。
- ④ 前項の要求により出頭した証人には、弾劾裁判所に証人が出頭した場合の例により、旅費、 日当及び止宿料を支給する。
- 第十一条の二(訴追委員の派遣) 訴追委員会は、調査のため訴追委員を派遣することができる。
- ② 国会の開会中、訴追委員会において、調査のため、訴追委員を派遣しようとするときは、衆 議院議員たる訴追委員については衆議院議長の承認を、参議院議員たる訴追委員については参議院議長の承認を得なければならない。
- ③ 前二項の規定により訴追委員が派遣されたときは、両議院の議長の協議して定めるところにより、派遣旅費を受ける。
- 第十二条(訴追期間) 罷免の訴追は、弾劾による罷免の事由があつた後三年を経過したときは、これをすることができない。但し、その期間内に、衆議院議員の任期が満了し、又は衆議院が解散されたときは、その後初めて召集される国会において衆議院議員たる訴追委員が選挙されて後一箇月を経過するまで、又、同一の事由について刑事訴追があつたときは、事件の判決が確定した後一年を経過するまで罷免の訴追をすることができる。
- 第十三条(訴追の猶予) 訴追委員会は、情状により訴追の必要がないと認めるときは、罷免の 訴追を猶予することができる。
- 第十四条(訴追状の提出) 罷免の訴追は、弾劾裁判所に訴追状を提出してこれをするものとする。
- ② 訴追状には、訴追を受ける裁判官の官職、氏名及び罷免の事由を記載しなければならない。
- ③ 訴追委員会は、弾劾裁判所に訴追状を提出したときは、直ちにその旨を最高裁判所に通知しなければならない。
- 第十五条 (訴追の請求) 何人も、裁判官について弾劾による罷免の事由があると思料するとき

- は、訴追委員会に対し、罷免の訴追をすべきことを求めることができる。
- ② 高等裁判所長官はその勤務する裁判所及びその管轄区域内の下級裁判所の裁判官について、 地方裁判所長はその勤務する裁判所及びその管轄区域内の簡易裁判所の裁判官について、家庭 裁判所長はその勤務する裁判所の裁判官について、弾劾による罷免の事由があると思料すると きは、最高裁判所に対し、その旨を報告しなければならない。
- ③ 最高裁判所は、裁判官について、弾劾による罷免の事由があると思料するときは、訴追委員会に対し罷免の訴追をすべきことを求めなければならない。
- ④ 罷免の訴追の請求をするには、その事由を記載した書面を提出しなければならない。但し、その証拠は、これを要しない。

第三章 裁判

- 第十六条(裁判員・予備員) 裁判員の員数は、衆議院議員及び参議院議員各七人とし、その予備員の員数は、衆議院議員及び参議院議員各四人とする。
- ② 衆議院議員たる裁判員及びその予備員については、第五条第二項及び第三項の規定を準用する。
- ③ 参議院における裁判員及びその予備員の選挙は、第一回国会の会期中にこれを行う。
- ④ 参議院議員たる裁判員又はその予備員が欠けたときは、参議院においてその補欠選挙を行う。
- ⑤ 裁判員及びその予備員の任期は、衆議院議員又は参議院議員としての任期による。
- ⑥ 裁判員及びその予備員が辞職しようとするときは、裁判長を経由して、その者の属する議院 の許可を受けなければならない。但し、国会の閉会中は、その者の属する議院の議長の許可を 受けて辞職することができる。
- ⑦ 予備員は、その者の属する議院の議員たる裁判員に事故のある場合又はその裁判員が欠けた場合に、その裁判員の職務を行う。
- ⑧ 予備員が前項の規定により職務を行う順序は、その選挙の際、その者の属する議院の議決によりこれを定める。
- ⑨ 裁判長は、国会開会中その職務を行う場合においては、両議院の議長の協議して定めるところにより、職務雑費を受ける。第五条第十項後段の規定は、この場合について準用する。
- 第十七条(裁判長の職務) 弾劾裁判所の裁判長は、口頭弁論を指揮し、法廷における秩序を維持し、裁判の評議を整理する外、弾劾裁判所の事務を統理し、弾劾裁判所を代表する。
- ② 裁判長に事故のあるときは、予め弾劾裁判所の定める順序により、他の裁判員が、臨時に裁判長の職務を行う。
- 第十八条(事務局) 弾劾裁判所に事務局を置く。
- ② 事務局に参事その他の職員を置く。
- ③ 事務局の職員の定員は、裁判長が両議院の議院運営委員会の承認を得てこれを定める。
- ④ 参事の中一人を事務局長とする。
- ⑤ 事務局長は、裁判長の監督を受けて、庶務を掌理し、他の職員を指揮監督する。
- ⑥ 事務局長以外の職員は、上司の命を受けて、庶務に従事する。
- ⑦ 事務局長その他の参事は、前二項の外、裁判員の命を受けて事件に関する事務に従事する。
- ⑧ 事務局長その他の職員は、裁判長が両議院の議長の同意及び議院運営委員会の承認を得てこれを任免する。
- ⑨ 裁判長は、必要に応じ、課を置き、事務の分掌を定めることができる。
- **第十九条(職権の独立**) 裁判員は、独立してその職権を行う。
- 第二十条(合議制) 弾劾裁判所は、衆議院議員たる裁判員及び参議院議員たる裁判員がそれぞれ五人以上出席しなければ、審理及び裁判をすることができない。但し、法廷ですべき審理及び裁判を除いて、その他の事項につき弾劾裁判所が特定の定をした場合は、この限りでない。
- 第二十一条(訴追状の送達) 弾劾裁判所は、罷免の訴追があつたときは、直ちに訴追状の謄本 を罷免の訴追を受けた裁判官に送達しなければならない。

- 第二十二条(弁護人の選任) 罷免の訴追を受けた裁判官は、何時でも弁護人を選任することができる。
- ② 弁護人については、刑事訴訟に関する法令の規定を準用する。
- 第二十三条(ロ頭弁論) 罷免の裁判は、ロ頭弁論に基いてこれをしなければならない。
- ② 罷免の訴追を受けた裁判官が口頭弁論の期日に出頭しないときは、更に期日を定めなければならない。その裁判官が正当な理由がなくその期日に出頭しないときは、前項の規定にかかわらず、その陳述を聴かないで審理及び裁判をすることができる。
- 第二十四条(訴追委員の立会) 訴追委員会の委員長又はその指定する訴追委員は、法廷における審理及び裁判の宣告に立ち合う。
- 第二十五条 (開廷の場所) 法廷は、弾劾裁判所でこれを開く。
- ② 弾劾裁判所は、必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、他の場所で法廷を開くことができる。
- **第二十六条(審判の公開)** 弾劾裁判所の対審及び裁判の宣告は、公開の法廷でこれを行う。
- 第二十七条(法廷の秩序維持) 裁判長は、法廷における弾劾裁判所の職務の執行を妨げ、又は 不当な行状をする者に対し、退廷を命じその他法廷における秩序を維持するのに必要な事項を 命じ、又は処置を執ることができる。
- **第二十八条(訊問)** 弾劾裁判所は、罷免の訴追を受けた裁判官を召喚し、これを訊問することができる。
- ② 前項の場合には、刑事訴訟に関する法令の規定を準用する。但し、勾引することはできない。 第二十九条(証拠) 弾劾裁判所は、申立により又は職権で、必要な証拠を取り調べ、又は地方 裁判所にその取調を嘱託することができる。
- ② 証拠については、刑事訴訟に関する法令の規定を準用する。但し、弾劾裁判所及び弾劾裁判所の裁判長は、勾引、押収若しくは捜索その他人の身体、物若しくは場所について、強制の処分をし、若しくはすることを命じ、又は過料の決定をすることはできない。
- ③ 弾劾裁判所は、前項の外、必要な証拠を取り調べるため左の各号に掲げる処分をすることができる。
 - 一 証拠物の所持者に対し、当該証拠物の提出を命ずること。
 - 二 事実発見のため必要のある場所の検査を行うこと。
 - 三 官公署に対して報告又は資料の提出を求めること。
- 第二十九条の二(裁判員の派遣) 弾劾裁判所は、審理又は裁判のため、裁判員を派遣することができる。
- ② 国会の開会中、弾劾裁判所において、審理又は裁判のため、裁判員を派遣しようとするときは、衆議院議員たる裁判員については衆議院議長の承認を、参議院議員たる裁判員については参議院議長の承認を得なければならない。
- ③ 前二項の規定により裁判員が派遣されたときは、両議院の議長の協議して定めるところにより、派遣旅費を受ける。
- 第三十条(刑事訴訟に関する法令の準用) 裁判員及び参事の除斥、忌避及び回避、法廷における審理、調書の作成並びに手続の費用については、刑事訴訟に関する法令の規定を準用する。
- 第三十一条(裁判の評議) 裁判の評議は、これを公行しない。
- ② 裁判は、審理に関与した裁判員の過半数の意見による。但し、罷免の裁判をするには、審理 に関与した裁判員の三分の二以上の多数の意見による。
- 第三十二条(一事不再理) 弾劾裁判所は、既に裁判を経た事由については、罷免の裁判をする ことができない。
- 第三十三条(裁判の理由) 裁判には、理由を附さなければならない。
- ② 罷免の裁判に附する理由には、罷免の事由及びこれを認めた証拠を示さなければならない。 第三十四条 (裁判書) 裁判をするときは、裁判書を作らなければならない。
- ② 裁判書には、裁判をした裁判員がこれに署名押印しなければならない。裁判長が署名押印で

きないときは、他の裁判員が、裁判長以外の裁判員が署名押印できないときは、裁判長が、その理由を附記して署名押印しなければならない。

- 第三十五条(裁判書の送達) 弾劾裁判所は、終局裁判をしたときは、直ちに裁判書の謄本を罷 免の訴追を受けた裁判官及び最高裁判所に送達しなければならない。
- 第三十六条(裁判の公示) 弾劾裁判所の終局裁判は、官報に掲載してこれを公示しなければならない。
- 第三十七条(罷免の裁判の効果) 裁判官は、罷免の裁判の宣告により罷免される。
- 第三十八条(資格回復の裁判) 弾劾裁判所は左の場合においては、罷免の裁判を受けた者の請求により、資格回復の裁判をすることができる。
 - 一 罷免の裁判の宣告の日から五年を経過し相当とする事由があるとき。
 - 二 罷免の事由がないことの明確な証拠をあらたに発見し、その他資格回復の裁判をすること を相当とする事由があるとき。
- ② 資格回復の裁判は、罷免の裁判を受けた者がその裁判を受けたため他の法律の定めるところにより失った資格を回復する。
- 第三十九条(裁判官の職務の停止) 弾劾裁判所は、相当と認めるときは、何時でも、罷免の訴追を受けた裁判官の職務を停止することができる。
- 第四十条(刑事訴訟との関係) 弾劾裁判所は、同一の事由について刑事訴訟が係属する間は、 手続を中止することができる。
- 第四十一条(免官の留保) 罷免の訴追を受けた裁判官は、本人が免官を願い出た場合でも、弾 勃裁判所の終局裁判があるまでは、その免官を行う権限を有するものにおいてこれを免ずるこ とができない。
- 第四十一条の二(公職選挙法の適用除外) 第十五条第三項の規定により最高裁判所から罷免の 訴追をすべきことを求められており、又は訴追委員会から罷免の訴追をされている裁判官につ いては、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第九十条(他の法律において準用する場合を 含む。)の規定は、適用しない。
- 第四十二条(規則の制定) 弾劾裁判所は、この法律に特別の定のある場合を除いて、審理及び 裁判の手続について規則を定めることができる。

第四章 罰則

- 第四十三条(虚偽申告の罪) 裁判官に弾劾による罷免の裁判を受けさせる目的で、虚偽の申告をした者は、三月以上十年以下の懲役に処する。
- ② 前項の罪を犯した者が申告した事件の裁判の宣告前であつて、且つ、犯罪の発覚する前に自 白したときは、その刑を減軽又は免除することができる。
- 第四十四条(証人等に対する罰則) 次の各号の一に該当する者は、これを十万円以下の過料に 処する。
 - 一 弾劾裁判所から証人、鑑定人、通事又は翻訳人として召喚を受け、正当の理由がないのに 出頭せず、又はその義務を尽くさない者
 - 二 弾劾裁判所から証拠物の提出を命ぜられ、正当の理由がないのに提出しない者
 - 三 弾劾裁判所の検査を拒み、又は妨げた者
- ② 訴追委員会から証人の出頭及び証言又は記録の提出の要求を受け、正当の理由がないのに証人として出頭せず、若しくは虚偽の陳述をし、又は記録を提出せず、若しくは虚偽の記録を提出した者もまた前項と同様とする。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。